

平成十九年四月十七日受領
答弁第一六一号

内閣衆質一六六第一六一号

平成十九年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の海外渡航に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の海外渡航に関する質問に対する答弁書

一について

用務とは、一般に、なすべき務めを意味するものと承知しており、外務省における職員の用務とは、職員が職務として従事する事柄を意味するものと理解している。

二について

許可とは、一般に、願いを聞き届けることを意味するものと承知している。

三について

届出とは、一般に、報告や願いなどのために申し出ることを意味するものと承知している。

四について

外務省においては、職員は、用務以外の理由で私的に海外に渡航する場合、所属する課室等の長に対して「海外渡航承認願」を提出し、当該渡航の承認を求めるために渡航先等を申し出ることとなっている。

五について

外務省として、お尋ねの事例は把握していない。

六について

外務省として、御指摘の「制度」は、職員の服務規律の保持等に資する面があるものと認識している。

七について

外務省として、御指摘の「制度」は、しかるべく運用されているものと認識している。